

改正地方自治法 (地方自治法の一部を改正する法律) について

(1) 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設

住民自治の強化等を推進する観点から市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」を市町村の判断により設置することができることとする。

(法人格は有しない。)

○ 地域協議会・・・地域の意見をとりまとめ行政に反映

○ 区の事務所・・・市町村の事務を分掌

※ 合併に際して、1又は2以上の旧市町村単位で設けられる地域自治区には、区長を置くことができ、住所の表示にはその名称を冠する。

(2) 都道府県の自主的合併手続等の整備

① 都道府県合併

(現 行) 特別の法律の制定が必要



(改正後) 都道府県の合併について、都道府県議会の議決を経た申請に基づき、内閣が国会の承認を経て決定する手続きを追加する。

② 都道府県の境界にわたる市町村の新設合併

(現 行) 特別の法律の制定が必要



(改正後) 編入合併と同様、関係市町村及び都道府県の議会の議決を経た申請に基づき、総務大臣が決定する手続きを整備する

(3) 条例による事務処理特例の拡充

(現 行) 都道府県は、事務処理の特例に係る条例を定めて、都道府県知事に属する事務の一部を市町村に処理させることができる。



(改正後) 市町村から都道府県に対して条例を定めることを要請できるよう規定を追加する。

(4) 収入役制度の改正

(現 行) 町村は、条例で収入役を置かず、町村長又は助役に事務を兼掌させることができる。



(改正後) 政令で定める市(人口10万未満の市を想定)に拡大する。

(5) 議会の定例会の招集回数の自由化

(現 行) 議会の定例会は、年 4 回以内の条例で定める回数招集することとされている。



(改正後) 回数に制限なく、条例で定める回数招集することとする。

(6) 財務会計制度の改正

① 支出命令の簡素化

政令で定めるところにより、一定の経費については支出命令を簡素化できるよう措置する（公共料金のように債務の確定が容易に確認できる経費を想定）。

② 長期継続契約の対象範囲の拡大

長期継続契約（複数年度にわたって締結できる契約で電気、ガス、水の供給等を法律で規定）ができる対象に政令で定める契約を追加する（OA 機器のリース契約等を想定）。

改正地方自治法（地方自治法の一部を改正する法律） の概要

- 1 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設
 - (1) 地域自治区とは、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民との連携の強化を目的として、市町村の判断により設けられる区域であり、その区域の住民のうちから選任された者によって構成される地域協議会及び市町村の事務を分掌させるための事務所を置くもの。
 - (2) 市町村が、条例で、その区域を分けて地域自治区を設ける。
 - (3) 地域協議会
 - ① 構成員は、地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任する。
 - ② 権限
 - ア 地域自治区の区域に係る重要事項は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。
 - イ アのほか、市町村の事務で地域自治区の区域に係るもの等について、市町村の長その他の機関に意見を述べる。
- 2 都道府県の自主的合併手続等の整備
 - (1) 都道府県の自主的合併手続

都道府県の合併について、地方自治法第6条第1項の規定に加えて、関係都道府県の発意により行うことができるよう規定を整備する。

 - ① 関係都道府県の申請（総務大臣経由）に基づき、内閣が決定する。
 - ② 関係都道府県は、申請に際して、それぞれ議会の議決を経ることとする。
 - ③ 内閣は、この決定を行う際に国会の承認を得ることとする。
 - ④ 合併の処分は、総務大臣が行う告示により効力を生じることとする。
 - (2) 都道府県の境界にわたる市町村の新設合併手続

都道府県の境界にわたる市町村の新設合併を関係地方公共団体の発意により行うことができるよう規定を整備する。

 - ① 関係市町村及び都道府県の申請に基づき、総務大臣が市町村の新設合併を定める。
この場合、総務大臣は、申請に基づき、新設市町村の属すべき都道府県を定め、これに伴い都道府県の境界も変更することとする。
 - ② 関係市町村及び都道府県は、申請に際して、それぞれ議会の議決を経ることとする。
 - ③ 新設合併の処分は、総務大臣が行う告示により効力を生じることとする。
- 3 条例による事務処理特例の拡充
 - ① 市町村長は、議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を処理することができるよう要請することができることとする。
 - ② 都道府県知事は、この要請があったときは速やかに市町村長と協議を行わなければならないこととする。
- 4 収入役制度の改正

条例で収入役を置かないこととできる特例を政令で定める市（人口10万未満の市を想定）まで拡大する。
- 5 議会の定例会の招集回数の自由化

議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができることとする。

6 財務会計制度の改正

(1) 支出命令の簡素化

政令で定めるところにより一定の経費(公共料金のような債務の確定が容易に確認できる経費を想定)については、支出命令を簡素化し、例えば毎月行っていた支出命令等が年度ごとに一括して行えるよう措置する。

(2) 長期継続契約の対象範囲の拡大

長期継続契約ができる対象に、これまでの電気・ガス・水の供給を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約に加え、政令で定める契約（OA機器のリース契約等を想定）を追加する。

7 施行期日

2は平成17年4月1日。その他は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。